自 己 点 検 シ ー ト

（指定介護予防支援）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 石巻市　　　　地域包括支援センター |
| 事業所番号 |  |
| 担当者名 |  |
| 連　絡　先 | （　　　　） |
| 点　検　日 | 年　　月　　日 |

（注）表中、以下の略称を使用している。

　　法　　　：介護保険法（平成9年法律第123号）

　　施行規則：介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

　　基準省令：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

　　　　　　　方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第30号）

【点検要領】

各点検項目及び点検内容に従い自己点検を行い、「特記事項」欄のチェックボックス（□）にチェック（✔）を付けるとともに、「点検結果」欄の「適・否」のいずれかに○印を付けること。

（例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **点 検 項 目** | **点　　検　　内　　容** | **根拠法令** | **点検結果** | **特記事項** |
| 第１  基本方針 | ○○は＊＊であるか。 | 基準省令  第○条 | ・ 否 | ☑　●●は＊＊となっていますか。 |

| **点 検 項 目** | **点　　検　　内　　容** | **根拠法令** | **点検結果** | **特記事項** |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１  基本方針 | (1) 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われていますか。 | 基準省令  第1条の2第1項 | 適 ・ 否 | □　事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。  □　運営規程、パンフレットその他利用者に説明する文書は、法令・規則等に反した内容となっていませんか。 |
| (2) 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われていますか。 | 基準省令  第1条の2第2項 | 適 ・ 否 |
| (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われていますか。 | 基準省令  第1条の2第3項 | 適 ・ 否 |
| (4) 事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。 | 基準省令  第1条の2第4項 | 適 ・ 否 |
| 5) 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。  ※虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 基準省令  第1条の2第5項 | 適 ・ 否 |
| (6) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | 基準省令  第1条の2第6項 | 適 ・ 否 |
| 第２  人員に関する基準  **従業者の員数** | 指定介護予防支援事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置いていますか。 | 基準省令  第2条 | 適 ・ 否 | □　指定介護予防支援事業所の営業時間中は、担当職員が不在となる場合であっても利用者が適切に連絡をとれる体制をとっていますか。 |
| **管理者** | (1) 指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置いていますか。 | 基準省令  第3条第1項 | 適 ・ 否 |  |
| (2) 管理者は、専らその職務に従事していますか。  　※　ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。 | 基準省令  第3条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| 第３  運営に関する基準  **内容及び手続の説明及び同意** | (1) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | 基準省令  第4条第1項 | 適 ・ 否 | □　重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行っていますか。  □　文書は分かりやすいものとなっていますか。  □　重要事項を記した文書の中に不適切な事項・項目が記載されていませんか。  □　運営規程に記載されている内容と一致していますか。  □　利用申込者の同意は文書により得ていますか。 |
| (2) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。 | 基準省令  第4条第2項 | 適 ・ 否 |
| (3) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。 | 基準省令  第4条第3項 | 適 ・ 否 |
| **提供拒否の禁止** | 正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいませんか。 | 基準省令  第5条 | 適 ・ 否 | □　提供拒否事例（ 有 ・ 無 ）  （正当な理由の例）  ①　利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ②　利用申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて指定介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合等 |
| **サービス提供困難時の対応** | 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第6条 | 適 ・ 否 |  |
| **受給資格等の確認** | 指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。 | 基準省令  第7条 | 適 ・ 否 |  |
| **要支援認定の申請に係る援助** | (1) 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。 | 基準省令  第8条第1項 | 適 ・ 否 | □　申請の代行を依頼された場合等において、必要な協力を行っていますか。 |
| (2) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 基準省令  第8条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| (3) 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | 基準省令  第8条第3項 | 適 ・ 否 |  |
| **身分を証する書類の携行** | 当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 基準省令  第9条 | 適 ・ 否 | □　身分を証する証書等には、事業所の名称、当該担当職員の氏名を記載していますか（写真を貼付したものとすることが望ましい。）。 |
| **利用料等の受領** | 指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 | 基準省令  第10条 | 適 ・ 否 |  |
| **保険給付の請求のための証明書の交付** | 提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | 基準省令  第11条 | 適 ・ 否 | □　交付事例の有無  （ 有 ・ 無 ）  □　指定介護予防支援提供証明書の内容は、適切なものとなっていますか。 |
| **指定介護予防支援の業務の委託** | 指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守していますか。  ①　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。  ②　委託に当っては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。  ③　委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならない。  ④　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が指定介護予防支援の「基本方針」、「運営に関する基準」及び「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守するよう措置させなければならない。 | 基準省令  第12条 | 適 ・ 否 |  |
| **法定代理受領サービスに係る報告** | (1) 毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。 | 基準省令  第13条第1項 | 適 ・ 否 | □　実績を確認した上で、給付管理票を毎月国保連に対して提出していますか。 |
| (2) 介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、国民健康保険団体連合会に対して提出していますか。 | 基準省令  第13条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| **利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付** | 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | 基準省令  第14条 | 適 ・ 否 |  |
| **利用者に関する市町村への通知** | 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。  ①　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。  ②　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 基準省令  第15条 | 適 ・ 否 |  |
| **管理者の責務** | (1) 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | 基準省令  第16条第1項 | 適 ・ 否 |  |
| (2) 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に指定介護予防支援の「運営に関する基準」及び「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | 基準省令  第16条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| **運営規程** | 指定介護予防支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）として次に掲げる事項を定めていますか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　職員の職種、員数及び職務内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　虐待の防止のための措置  ⑦　その他運営に関する重要事項 | 基準省令  第17条 | 適 ・ 否 | □　次の点に留意していますか。  ①　職員の職種、員数及び職務内容  職員については、担当職員とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。  ②　指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額  指定介護予防支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。  ③　通常の事業の実施地域  通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。 |
| **勤務体制の確保** | (1) 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 | 基準省令  第18条第1項 | 適 ・ 否 | □　原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。 |
| (2) 指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供していますか。  ※　ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。 | 基準省令  第18条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| (3) 担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 | 基準省令  第18条第3項 | 適 ・ 否 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **点 検 項 目** | **点　　検　　内　　容** | **根拠法令** | **点検結果** | **特記事項** |
|  | 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第18条第4項 | 適 ・ 否 | □　職場におけるハラスメント等の防止のために、必要な体制の整備、被害者配慮のための取組、被害防止のためのマニュアル作成や研修の実施等を行っていますか。 |
|  | 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じるとともに、従業者に対して、研修及び訓練を実施していますか。  ※令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 基準省令  第18条の2  第2項  第3項 | 適 ・ 否 | □　業務継続計画を策定し、計画当該業務継続化計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して必要な研修及び訓練を実施していますか。 |
| **設備及び備品等** | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | 基準省令  第19条 | 適 ・ 否 | □　専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。 |
| **従業者の健康管理** | 担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | 基準省令  第20条 | 適 ・ 否 |  |
| **感染症の予防及びまん延の防止よ** | 指定介護予防支援事業者は、当該支援介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じていますか。 | 基準省令  第20条の2 | 適 ・ 否 | □　感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上定期的に開催し、発生時における事務所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、年1回以上研修及び訓練を実施していますか。 |
| **掲示** | 指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 基準省令  第21条  第21条第2項 | 適 ・ 否 | * 運営規定、担当職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、利用申込者利用者又はその家族に対して見やすい場所に掲示または備え付けていますか。 |
| **秘密保持** | (1) 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | 基準省令  第22条第1項 | 適 ・ 否 |  |
| (2) 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第22条第2項 | 適 ・ 否 | □　従業者の雇用時に取り決めを行うなど、秘密保持のための必要な措置を講じていますか。 |
| (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | 基準省令  第22条第3項 | 適 ・ 否 | □　個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（使用の目的、配布される範囲等）を行っていますか。  □　同意内容以外の事項についても情報提供していませんか。 |
| **広告** | 指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 | 基準省令  第23条 | 適 ・ 否 |  |
| **点 検 項 目** | **点　　検　　内　　容** | **根拠法令** | **点検結果** | **特記事項** |
| **介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等** | (1) 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 | 基準省令  第24条第1項 | 適 ・ 否 |  |
| (2) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | 基準省令  第24条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| (3) 事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | 基準省令  第24条第3項 | 適 ・ 否 |  |
| **苦情処理** | (1) 自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 基準省令  第25条第1項 | 適 ・ 否 | □　当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。 |
| (2) (1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 基準省令  第25条第2項 | 適 ・ 否 | □　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 |
| (3) 自ら提供した指定介護予防支援に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | 基準省令  第25条第3項 | 適 ・ 否 |  |
| (4) 市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告していますか。 | 基準省令  第25条第4項 | 適 ・ 否 |  |
| (5) 自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。 | 基準省令  第25条第5項 | 適 ・ 否 |  |
| (6) 指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | 基準省令  第25条第6項 | 適 ・ 否 |  |
| (7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | 基準省令  第25条第7項 | 適 ・ 否 |  |
| **事故発生時の対応** | (1) 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | 基準省令  第26条第1項 | 適 ・ 否 | □　利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めていますか。  □　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 |
| (2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | 基準省令  第26条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| (3) 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。 | 基準省令  第26条第3項 | 適 ・ 否 | □　損害賠償保険に加入していますか。 |
| **虐待の防止** | 虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じていますか。  ※令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）。 | 基準省令  第26条の2 | 適 ・ 否 | □　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行っていますか。また、虐待防止のための指針整備、定期的な研修を実施し、措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 |
| **会計の区分** | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。 | 基準省令  第27条 | 適 ・ 否 | □　具体的な会計処理の方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年老振発第18号）」を参考として適切に行われていますか。 |
| **記録の整備** | (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 基準省令  第28条第1項 | 適 ・ 否 |  |
| (2) 利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。  ①　基準省令第30条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録  ②　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳  イ　介護予防サービス計画  ロ　基準省令第30条第7号に規定するアセスメントの結果の記録  ハ　基準省令第30条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録  ニ　基準省令第30条第15号に規定する評価の結果の記録  ホ　基準省令第30条第16号に規定するモニタリングの結果の記録  ③　基準省令第15条に規定する市への通知に係る記録  ④　基準省令第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録  ⑤　基準省令第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 基準省令  第28条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| 第４　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  **指定介護予防支援の基本的取扱方針** | (1) 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。 | 基準省令  第29条第1項 | 適 ・ 否 |  |
| (2) 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。 | 基準省令  第29条第2項 | 適 ・ 否 |  |
| (3) 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | 基準省令  第29条第3項 | 適 ・ 否 |  |
| **指定介護予防支援の具体的取扱方針** | (1) 管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | 基準省令  第30条第1号 | 適 ・ 否 |  |
| (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | 基準省令  第30条第2号 | 適 ・ 否 |  |
| **指定介護予防支援の具体的取扱方針**  （続き） | (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | 基準省令  第30条第3号 | 適 ・ 否 | □　支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい介護予防サービスの利用を助長していませんか。 |
| (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。 | 基準省令  第30条第4号 | 適 ・ 否 | □　予防給付等対象サービス以外のサービスの情報について把握していますか。  □　地域で不足していると思われるサービス等については、予防給付等対象サービスであるか否かに関わらず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていますか。 |
| (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 | 基準省令  第30条第5号 | 適 ・ 否 | □　計画の作成の開始に当たっては、当該利用者が居住する地域の指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めていますか。  □　特定の指定介護予防サービス事業者等に不当に偏した情報の提供をしていませんか。  □　利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる計画原案を最初から提示していませんか。 |
| (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握していますか。  ①　運動及び移動  ②　家庭生活を含む日常生活  ③　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション  ④　健康管理 | 基準省令  第30条第6号 | 適 ・ 否 |  |
| (7) 担当職員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。また、この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | 基準省令  第30条第7号 | 適 ・ 否 | □　面接技法等の研鑽に努めていますか。 |
| **指定介護予防支援の具体的取扱方針**  （続き） | (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。 | 基準省令  第30条第8号 | 適 ・ 否 | □　計画の作成に当たっては、単に利用者の希望のみに基づき行うことなく、利用者の希望及び担当職員としての専門性の観点に基づき行っていますか。  □　提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意していますか。 |
| (9) 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。  また、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めていますか。 | 基準省令  第30条第9号 | 適 ・ 否 | □　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録していますか。 |
| (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | 基準省令  第30条第10号 | 適 ・ 否 |  |
| (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。 | 基準省令  第30条第11号 | 適 ・ 否 | □　担当者に介護予防サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容について十分に説明し、各担当者との共有・連携を図った上で、各担当者が自ら提供する指定介護予防サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮していますか。 |
| (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定居宅サービス等基準において位置付けられている個別サービス計画の提出を求めていますか。 | 基準省令  第30条第12号 | 適 ・ 否 |  |
| (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取していますか。 | 基準省令  第30条第13号 | 適 ・ 否 | □　指定介護予防サービス事業者等のサービスの担当者と緊密な連携を図り、設定された目標との関係を踏まえて、利用者の状況や課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制を整備していますか。 |
| **指定介護予防支援の具体的取扱方針**  （続き） | (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。 | 基準省令  第30条第14号 | 適 ・ 否 |  |
| (15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。 | 基準省令  第30条第14号の2 | 適 ・ 否 |  |
| (16) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価していますか。 | 基準省令  第30条第15号 | 適 ・ 否 |  |
| (17) 担当職員は、(14)の実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。  ①　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。  ②　利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。  ③　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。 | 基準省令  第30条第16号 | 適 ・ 否 | □　特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録していますか。 |
| (18) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。  ※　ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対す照会等により意見を求めることができる。  ①　要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合  ②　要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合 | 基準省令  第30条第17号 | 適 ・ 否 | □　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録していますか。また、サービスの担当者からの意見により、介護予防サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載を行っていますか。 |
| **指定介護予防支援の具体的取扱方針**  （続き） | (19) 担当職員は、介護予防サービス計画を変更する際には、介護予防サービス計画作成に当たっての一連の業務を行っていますか。 | 基準省令  第30条第18号 | 適 ・ 否 |  |
| (20) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 | 基準省令  第30条第19号 | 適 ・ 否 | □　介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求めていますか。 |
| (21) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 | 基準省令  第30条第20号 | 適 ・ 否 |  |
| (22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（主治の医師等）の意見を求めていますか。 | 基準省令  第30条第21号 | 適 ・ 否 | □　主治の医師等が介護予防サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者の同意を得ている場合は、主治の医師等に対して情報提供を行っていますか。 |
| (23) 上記の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。 | 基準省令  第30条第21号の2 | 適 ・ 否 |
| (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。  また、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っていますか。 | 基準省令  第30条第22号 | 適 ・ 否 |
| (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。 | 基準省令  第30条第23号 | 適 ・ 否 | □　要支援認定の有効期間のおおむね半数を超える日数の介護予防短期入所サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合には、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、目安を超えた介護予防短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合のみとしているか。 |
| **指定介護予防支援の具体的取扱方針**  （続き） | (26) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載していますか。 | 基準省令  第30条第24号 | 適 ・ 否 |  |
| (27) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。 | 基準省令  第30条第25号 | 適 ・ 否 |  |
| (28) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成していますか。 | 基準省令  第30条第26号 | 適 ・ 否 |  |
| (29) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。 | 基準省令  第30条第27号 | 適 ・ 否 |  |
| (30) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第４項の規定に基づき、同条第１項の地域ケア会議から、同条第２項の個別ケースの支援内容の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。 | 基準省令  第30条第28号 | 適 ・ 否 | □　地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討と通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援等を行うことなどを目的としていることから、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力していますか。 |
| **介護予防支援の提供に当たっての留意点** | 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意していますか。  ①　単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。  ②　利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。  ③　具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。  ④　利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。  ⑤　サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。  ⑥　地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。  ⑦　介護予防サービス計画の策定に当っては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。  ⑧　機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。 | 基準省令  第31条 | 適 ・ 否 |  |
| **第５**  **変更の届出等** | 指定に係る次に掲げる事項に変更があったとききは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。  ①　事業所の名称及び所在地  ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  ④　事業所の平面図  ⑤　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  ⑥　運営規程  ⑦　介護予防サービス計画費の請求に関する事項  ⑧　役員の氏名、生年月日及び住所  ⑨　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | 法第115条の25  施行規則  第140条の37 | 適 ・ 否 |  |